

Ⅰ. 調査の経緯と経過

1. 調査に至る経緯

平成4年度から平成8年度に調査した「丸山城跡」で判明したことは、削平した加工段に石垣を築造して曲輪を画しているが、防御的機能は見られなかった。また、戦国末期の城郭でありながら堀切や堅堀等は見られず、本格的な防御施設をとまなう平面プランが見られない。そして、調査により確認された建物は、すべて礎石建物であり、特に西の丸ではカマド遺構が検出したことや文献などから住居的意味合いの強い中世城郭から近世城郭への過渡期の建物として貴重であることなど、他に類を見ない城郭であることが判明した。

川本町はこの調査成果をもとに、丸山城跡を島根県指定文化財として指定されるよう取り組んできたが、遺跡の価値は重要とされつつも、その指定範囲に関わる登城道や山麓の居館の確認調査が未了であることなどから、長らく指定されない状況が続いていた。

平成25年度の県教育委員会との協議により、丸山城跡調査指導会を設置し、出土遺物調査、石垣調査、石造物調査、文献調査などを進め、これまでの調査成果に加え、最新の研究成果を踏まえた評価を行うこととなった。

2. 過去の調査

丸山城の調査としては、平成4年度の地形測量および城郭縄張り確認作業により、城郭の規模を把握し、平成5年度から主郭（本丸 3,383 m²）、三の曲輪（911 m²）、二の郭（西の丸 2,477 m²）を平成7年度までの3年間発掘調査を行っている。

平成8年度の調査報告書によると、本丸では、東西6間・南北3間の殿舎1棟(1K-SA1)、東西4間・南北2間の馬屋1棟(1KSA3)、東の大門(1K-SB1)、西の大門(1K-SB2)、帯曲輪(1K-SC1)を確認。西の丸では、東西3間・南北4間の櫓1棟(2K-SA1)、東西2間・南北3間の殿舎付属屋1棟(2K-SA2)、身舎1棟、東西6間・南北3間の殿舎1棟(2K-SA3)、2連式カマド(2K-SD2)、虎口(2K-SC1)を確認。三の曲輪では、番所1棟(3K-SA1)の礎石建物を確認し、城郭の曲輪12の存在が明らかとなった。

そして、城郭は山頂部の南北に独立した二つの郭を配置し、南北および東に小規模な曲輪をそれぞれ石垣土居により構築している。

この様に城跡は、本丸、西の丸の東西虎口を見ると、一見山城の風を呈しているが、城壁は低く山城特有の堀切や堅堀等の防御施設の平面プランが見られない等、残された文献や発掘調査による礎石建物等からは、「城」と言うより「館」としての意味合いが強い城跡であると推察できる。

丸山城は、天正19年(1591)長旌が出雲神西の地に転封されたことによって、廃城となる極めて短期間の城郭遺構であって、近世初頭の限られた期間内の特徴や技術が伺えるもので、全国的にみても希有なものである。

3. 平成27年度調査

調査は、丸山城跡の前回調査の補足資料として以下の項目について調査を行うことにした。

ア、遺跡範囲の確定を行うために、すでに確認されている登城道以外の確認調査

- イ、過去の調査で発掘調査されていない9つの曲輪の構造の再確認と石垣の横断面図及び記録写真
- ウ、発掘調査出土品の再分類と出土場所の明示
- エ、丸山城の位置づけを明確にするために、小笠原氏に関連する山城や石造物の調査

II. 位置と環境

1. 位置

川本町は、島根県の江津市から東に、江の川上流 34km に位置し、北に大田市・東に美郷町・南に邑南町・西に旧桜江町・北西に旧温泉津町の二市二町に隣接しており、ほぼ島根県の中心部にあたる。

この中央部には、広島県三次市から島根県江津市の日本海にそそぐ中国地方最大の江の川により、町は二分されている。江の川の西岸に位置する丸山城は、川本の町から江の川下流 4km にある木谷地区より更に、江の川支流の木谷川上流 9km の三原盆地内にある。この盆地には三原・南佐木・田窪・北佐木の四つの大字に分かれているが、一般的には、この四つの地区を総称して「三原」とも云い、川本町で最大の穀倉地帯である。

この度調査を行った丸山城は、三原・田窪地区にまたがり、標高 482m の円山山頂部に存在する。

この山頂からは、眼下に三原盆地の穀倉地帯が南北に広がっている。何よりも温泉津・銀山や江の川などに至る交通の要衝に位置している。

2. 歴史的環境

井上寛司氏の文献調査によると、三原地域は平安末期から鎌倉初期に「佐木本郷」と呼ばれ、江の川北岸一帯に組み込まれており、鎌倉後期には、邇摩郡大家庄に組み込まれ、新たに「三原郷」と呼ばれるようになった。

一方、小笠原氏は、鎌倉後期に石見・長門両国の守護であった北条氏の守護代などとして山陰に下向した甲斐源氏信濃小笠原氏の一族が、益田氏などの在地の領主に代わって河本郷を知行するようになったと推定される。そして、南北朝から室町期における小笠原氏は、安濃郡内に若干の所領を持ち、その勢力は邑智郡の一部に限定されていたが、戦国期の天文年間に至って大きく転換した。その契機となったのは、所領を接する小笠原氏との間でしばしば紛争を繰り返してきた大家氏が尼子方について没落し、その旧領がいずれも小笠原氏領になったことにある。

1583年に築城された丸山城は、1591年と推定される書状及び年未詳10月9日される毛利輝元書状写しによると、長旌の妻が「みはらのお局」と呼ばれ文の宛先が「みはら西の丸」であり、このことを裏付けるカマドと建物遺構の検出によって、西の丸は居館として使用されていたことが判明している。